官　告　第　一

国　家　試　験

令和７年度水産業普及指導員資格試験の実施について

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和４年３月29日付け３水港第2556号農林水産事務次官依命通知）別表２水産業普及指導員資格試験実施要領第４の規定に基づき、令和７年度水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

令和７年９月２日　　農林水産大臣　小泉進次郎

第１　試験方法

水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

１　書類審査

業績報告書（別記様式第１号）に記載した職務内容及び審査課題に対する報告書により、普及指導活動に必要な技能を有しているか否かの判定を行う。

２　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

⑴　基礎課題（共通問題）

水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

⑵　専門課題（選択問題）

水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

３　口述試験

面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

第２　筆記試験及び口述試験の実施期日及び場所

⑴　実施期日

ア　筆記試験　令和７年12月４日（木）

イ　口述試験　令和７年12月５日（金）

⑵　場　　所　東京都特別区

注１：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

注２：場所の詳細については、受験票の送付に併せて通知する。

第３　受験資格

１　試験を受けることができる者は、⑴から⑶までのいずれかに該当する者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後筆記試験の実施期日までに、次のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が２年以上に達するもの

ア　国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

⑵　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、⑴に規定する正規の課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）で、その後筆記試験の実施期日までに、⑴のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が４年以上に達するもの

⑶　学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業後又は合格後筆記試験の実施期日までに⑴のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が６年以上に達するもの

２　外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。

３　外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。

４　２又は３の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第２号）に、２に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業したこと又は修了したことを証する書類、３に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

５　農林水産大臣は、４の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。